

一般社団法人鉄分マイスター普及協会会員規約

第1条 (目的)

一般社団法人鉄分マイスター普及協会会員規約(以下、「本規約」とする)は、一般社団法人鉄分マイスター普及協会(以下、「本協会」とする)の定款の定めによる会費を定めるとともに、本協会の会員の入退会、及び会員の権利・義務等、本協会の運営並びに会員活動に関する基本的事項を定める。

第2条 (名称)

本協会は、一般社団法人鉄分マイスター普及協会という。

第3条 (会員)

本協会の定める会員は次の1種とする。

(1)鉄分マイスター会員

第4条 (入会申込等)

第6条に定める会費の納入日を入会日とする。

第5条 (会員資格基準)

本協会の会員になろうとする者から前条の申し込みがあったとき、代表理事は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

(1)本協会の趣旨に賛同していないとき

(2)過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として、除名または退会処分を受けたことがあるとき

(3)前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき、会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき

(4)その他協会が不適切と判断したとき

第6条 (会費)

1. 各会員の年会費は次のとおりとする。

会員 2000円/年

2. 年会費は、加入月から起算し1年分を一括納付するものとし、翌年以降も同様の扱いとする。

3. 入会初年度の年会費は、第4条第2項により代表理事からの入会を承認され、通知を受けた日の翌月末までに納入しなければならない。

4. 一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

第7条（有効期間）

会員資格の有効期間は、本協会が受付け、その入会を承認し、第6条に定める会費の入金を確認したときから1年間とし、以後、第8条による退会の申し出または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

第8条（退会）

会員は、その退会の日の1ヶ月前までに大会の通知を本協会に通知する。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本協会に許可なく、本協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (4) 本協会に許可なく、本協会と競業する行為を行った場合
- (5) 本協会に許可なく、本協会の所有する商標権と著作権を含む知的財産権を侵害する行為を行った場合
- (6) 本協会に許可なく、本協会の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (7) 本協会に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (8) 本協会又は本協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (9) 本協会の事業活動を妨害する等により本協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (10) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (11) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (12) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第10条（会員資格の喪失）

前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 正当な理由なく6か月以上会費を滞納したとき
- (4) 総社員が同意したとき

第 11 条（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。また、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品の払い戻しを請求できない。

第 12 条（会員の義務）

会員は次の義務を負う。

- (1) 本協会の定める規則に従う。
- (2) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を代表理事に提出すること。会員が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本協会は、その責任を負わないものとする。

第 13 条（会員規約の追加・変更）

1. 本協会は、本規約の全部または一部を変更することができる。
2. 変更された本規約は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

第 14 条（法令の準拠）

本協会の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本協会が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

以上、本協会の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本規約は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

- 2 この会員規約は、社員総会の議決を得なければ改正することができない。